

航空機産業支援事業 加工トライアル及びワークショップ実施業務委託仕様書

1. 業務委託名

航空機産業支援事業 加工トライアル及びワークショップ実施業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月17日(月)まで

3. 業務の目的

世界的な需要拡大が見込まれる航空機産業について、海外メーカーや国内大手メーカーなどからの新たな受注獲得を目指す実践的なワークショップ及び加工トライアルを実施する。

4. 業務内容

自社または関連会社の持つ部品開発等の経験や知見を活用し、以下の業務を行う。なお、回数等は最低限のものである。

(1) 加工トライアルの企画・実践(試作品製造を契約期間内1品目以上実施)

- ・インテグレーターを中心にチーミングを行い、海外の実図面を用いて、材料調達、工程設計などを行い、トライアル品の製造と FAI Report の作成を行う。トライアル品の完成に至らない場合も、不足点や課題の洗い出しを行う。
- ・実製造図面、各種品質管理基準、作業標準、規格の準備
- ・トライアル対象品の選択
- ・チーミングと各工程の担当企業決定の調整
- ・試作品の製造に関わる問い合わせに対する対応
- ・試作品の公的試験研究機関等による評価

(2) ワークショップの企画・運営(契約期間内5回以上開催)

- ・航空業界の動向、航空機部品の製造にかかわるグローバルルールや認証制度、見積もり依頼の獲得から量産品納入までのプロセスなどの基礎知識を習得するための座学の実施
- ・インテグレーターを中心にチーミングを行い、海外の実図面を用いて、工程設計や各種基準等に関する基礎知識を習得すると共に、競争力のある見積もりの作成を目指す。見積もりが完成しない場合も、不足点や課題の洗い出しを行う。
- ・ワークショップ参加企業の募集へ向けた働きかけ
- ・見積もり検討の対象品の選択
- ・有識者に講演などを依頼する場合の調整、謝礼の支払い
- ・ワークショップの事前準備、当日の進行管理

5. 見積上限額 18,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6. 納期

令和7年3月17日(月)

7. 成果物納品

- (1) 各業務に関する、計画書、実績報告書
- (2) 業務完了報告書
- (3) 成果報告書

上記(1)から(3)に対し、紙媒体での提出2部。電子媒体での提出2セット。

- (4) 納品場所

長崎県産業労働部企業振興課

8. 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、長崎県個人情報保護条例(平成13年7月12日長崎県条例第38号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

- (2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権については、当該権利の利用にあたり支障のないよう書面により確認しなければならない。書面による確認がない場合に、以後何らかの問題が発生した場合は、受託者の責任により対処すること。

10. その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、県及び受託者の協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等を記載)を作成し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議したうえで行うこと。